



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社カオナビ
代表者名 代表取締役社長 CEO 柳橋 仁機
(コード：4435、東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 橋本 公隆
(Email：ir@kaonavi.jp)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月22日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、社外取締役で構成する監査等委員会が、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担うことにより、透明性の高い経営を実現し、中長期的な企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指すため、監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行を決議しております。本件に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行い、また、これらの変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるべく、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除の変更を行い、また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更、ならびに軽微な表現等の変更、その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりです。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたします。(ただし、上記1.(2)に係る規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案【附則第40条】の定めによるものといたします。)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日：2022年6月22日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 株主総会の特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役3名以上を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>代表取締役を社長とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3. <u>代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役社長および取締役副社長</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
--	---

<p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 当社は、監査役3名以上を置く。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p>第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 38 条 当社の会計監査人は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第 39 条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</u></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 31 条 当社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第 32 条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</u></p>

<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条当 社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第40条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役責任免除に関する経過措置)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

以 上